

財務省告示第六十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年二月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年二月十九日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額
利付国庫債券（十年）（第二百八十四回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十八年度における財政運営のた	成十三年法律第七十五号。以下	日本郵政公社による国債の募集	額面金額で三百億円
	め（公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）第二条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条ノ二	「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	のうち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行する利付国債に
	十八年度における財政運営のた	「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替	日本郵政公社による国債の募集	ついては、額面金額で十九億九
	め（公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）第二条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条ノ二	「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替	日本郵政公社による国債の募集	千三百二十万円、平成十八年度
	め（公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）第二条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条ノ二	「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替	日本郵政公社による国債の募集	における財政運営のため
	め（公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）第二条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条ノ二	「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替	日本郵政公社による国債の募集	の発行の特例等に関する法律第
	め（公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）第二条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条ノ二	「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替	日本郵政公社による国債の募集	二条第一項の規定に基づき発行

六 払込金額
 七 最低額面金額
 八 振替単位
 九 発行日
 十 募集の価格
 十一 利率
 十二 経過利子の払込み

する付国債については、額面
 金額で六十九億七千六百二十五
 万円、国債整理基金特別会計法
 第五条ノ二の規定に基づき発行
 する利付国債については、額面
 金額で二百十億三千五十五万円
 三百一億二百万円
 五万円

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 額の整数倍の金額によるものと
 する。
 平成十九年二月二十日
 額面金額百円につき百円三十四

年一・七パーセント
 (一) 日本郵政公社総裁は、払込金
 額に「加え、次の算式により算
 出した金額を第十九号に規定
 する期日に払い込むものとす
 る。」

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{62}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収される
 ものとして振替口座簿中の口
 座に記載又は記録されるもの
 について、前記(一)の算式によ
 り算出した金額から当該金額
 に百分の二十を乗じた金額(た

十三 初期利子

ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができ。

平成十九年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期利子以後

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五

償還金額

平成二十八年十二月二十日

十六

償還金額

額面金額百円につき百円

十七

元利支

日本銀行

十八

払込期日

平成十九年二月六日から平成十九年二月四日まで

十九

払込期日

平成十九年二月二十日